



# 海外旅行保険

ファミリープラン用

パンフレット 別冊 重要事項説明書

AIG 損保

広がる世界へ、  
この安心とともに。



- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

## AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門 4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

4A2-432(B-220217)

海外旅行保険

2022年5月版 | 2018年1月1日以降保険始期契約用



海外旅行保険は  
さまざまなリスクを幅広くカバーし、  
海外旅行に行かれる  
お客さまをサポートします。

### パッケージ補償とサービス

ご自身の ケガや病気の 補償	携行品の補償
航空機遅延 などの補償	アシスタンス・ サービス

### CONTENTS

はじめに	1
パッケージ補償の内容	3
ご契約タイプ一覧表	5
アシスタンス・サービス	9
補償内容	11
基本となる補償	
主な特約の概要	
その他の補償	

## AIG損保の海外旅行保険 3つの特長

### 1 ケガ・病気補償が充実

- 治療・救済費用を無制限※に補償する「無制限プラン」で安心サポート
- 保険期間31日以内の契約については
  - ・ 持病・既往症の急激な悪化
  - ・ 旅行中の急激な歯痛による歯科治療
  - ・ 妊娠初期の異常による症状（妊娠満22週以後の発症は除く）も補償します。

※無制限とは治療・救済費用の補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限にすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。

### 2 ファミリープランには「家族旅行特約」をセット

- 旅行行程が同じご家族をまとめて1保険契約証で契約可能
- 携行品損害と個人賠償責任の補償を家族で共有
- 加入タイプは個々に選択が可能

### 3 アシスタンス・サービス

- 24時間365日、日本語対応のコールセンターがトラブル時にサポート

## AIGについて

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、約70の国や地域で損害保険、生命保険、退職給付およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIGグループの商品・サービスを通じた多岐にわたるサポートは、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントおよび確かなリタイアメント・セキュリティをお届けします。持株会社 AIG, Inc.はニューヨーク証券取引所に上場しています。日本では、AIG損害保険株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社、ジェイアイ傷害火災保険株式会社、AIGパートナーズ株式会社、テックマークジャパン株式会社などが事業を展開しています。

## AIG損保の海外旅行保険は ここが違います

### ■ お客さま満足度が高いサポート体制

海外で「信頼」できるAIG損保の損害サービス。  
お客さま満足度**93.3%**※

※「満足」「やや満足」とお答えになったお客さまの割合（2018年 弊社実績）

### ■ いつでも日本語でサポート アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、**24時間365日**、お客さまの万一の時のお電話を日本語で対応し、ご安心いただいています。米国・カナダ・イギリス・フランス・中国等では、現地でも保険金請求をお受けします。

### ■ 世界55万か所以上の医療機関で お客さまをしっかりサポート

米国を中心に、世界**55万か所**以上の医療機関を抱える医療ネットワークと提携しているAIGグループが、お客さまをサポートします。キャッシュレス・メディカルサービス（その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービス）を多くの病院でご提供しています。

### ■ 保険金のお支払い体制

損害サービスセンター（保険金支払担当部門）を東京と沖縄に設置。軽微な案件では**5日以内**に支払いを実施しています。

※2019年度軽微な案件における支払日数平均

### ■ 医療サポート体制

世界**5か所**に医師や看護師が常駐。AIGメディカルチームとお客さまを診察する医師が連絡をとり、迅速に保険金をお支払いできる体制。

※記載内容は2022年4月現在のものです。



# パッケージ補償の内容

健康にまつわるトラブルには… ご自身のケガや病気の補償

傷害死亡／疾病死亡

ケガまたは病気が原因で亡くなられた

傷害後遺障害

旅行中のケガが原因で後遺障害が生じた

緊急歯科治療費用 保険期間31日まで

旅行中に急に歯が痛くなった※1

治療・救済費用

階段で転倒して骨折

盲腸で入院

ケガや病気で長期入院し日本から家族が現地に駆けつける

疾病応急治療・救済費用 保険期間31日まで

旅先で旅行前にかかっていた病気が急激に悪化※2

荷物にまつわるトラブルには… 携行品の補償

携行品損害※3

スマートフォンを盗まれた

カメラを落とし、壊してしまった

航空機にまつわるトラブルには… 航空機遅延などの補償

旅行事故緊急費用※4 保険期間31日まで

航空会社に預けた手荷物が出てこない

悪天候で、搭乗予定の航空機が飛ばなかった

列車が遅れたため、急きょタクシーで空港へ向かった

その他、このようなトラブルも補償します。

### 個人賠償責任

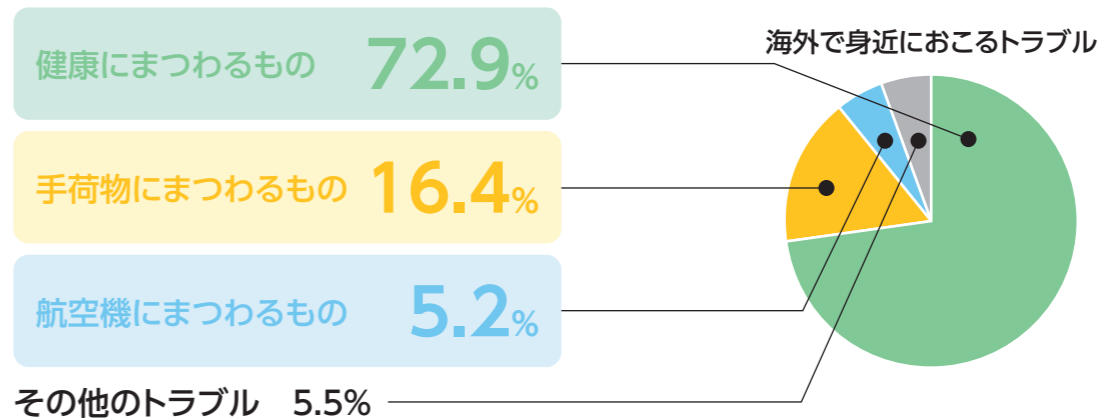


お湯を出しっぱなしで寝てしまい、水浸しになり、修理費を請求された

- ※1 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理をいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、予防治療、あらかじめ予定・予測されていた治療など、保険金をお支払いできない場合があります。
- ※2 旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合など、保険金をお支払いできない場合があります。
- ※3 携行品(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
- ※4 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって次の費用を負担した場合に補償の対象となります。
  - 交通費 ● 宿泊施設の客室料 ● 食事代 ● 国際電話料等通信費
  - 渡航手続費 ● 渡航先での各種サービス取消料 ● 身の回り品購入費

～出国前にご確認ください大切な事柄～

## 海外渡航の際に必要な補償をご存知ですか？



2016年度事故支払件数実績に基づくデータです。(2016年度弊社実績)  
 健康にまつわるものは、「治療・救済費用」、「疾病治療」、「傷害治療」、「緊急歯科治療費用」の支払件数の全支払件数に占める割合です。  
 手荷物にまつわるものは、「携行品損害」の支払件数の全支払件数に占める割合です。  
 航空機にまつわるものは、「航空機遅延」、「航空機寄託手荷物遅延」、「旅行事故緊急費用」の支払件数の全支払件数に占める割合です。

海外でのトラブルの**72.9%**は健康にまつわるものです  
**治療・救済費用が無制限\***の「**無制限プラン**」で安心!!

無制限プランなら、もう自己負担の心配はありません!

このような海外での事故が報告されています。



● **ハワイ**  
 脳卒中で倒れICU(集中治療室)に緊急搬送。17日間現地で入院の後、医療専用機で日本へ搬送。

約 **2,374万円**



● **アメリカ**  
 急性心筋梗塞で倒れる。現地で2度の手術を受け、約40日入院。医療専用機で日本へ搬送。

約 **5,105万円**

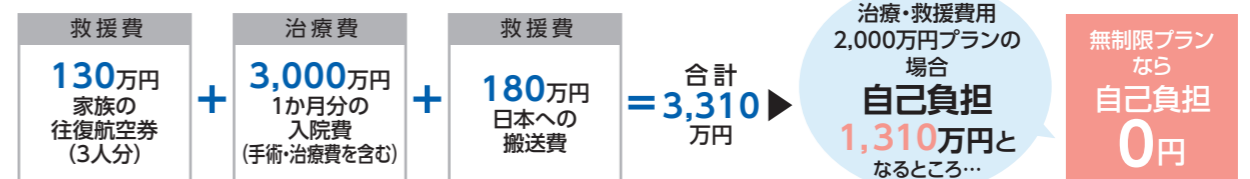


● **カンボジア**  
 観光中に遺跡から転落、右後頭部骨折。タイへ緊急搬送後、ICUで治療。ドクター付き添いのもと、車椅子で帰国。

約 **634万円**

2013年度・2014年度 弊社調べ

例 アメリカ旅行中に脳卒中で入院。急きょ家族3人を呼び、手術を行う。その後1か月、ICUでの入院を経て、医師同伴で帰国した。



※無制限とは治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。





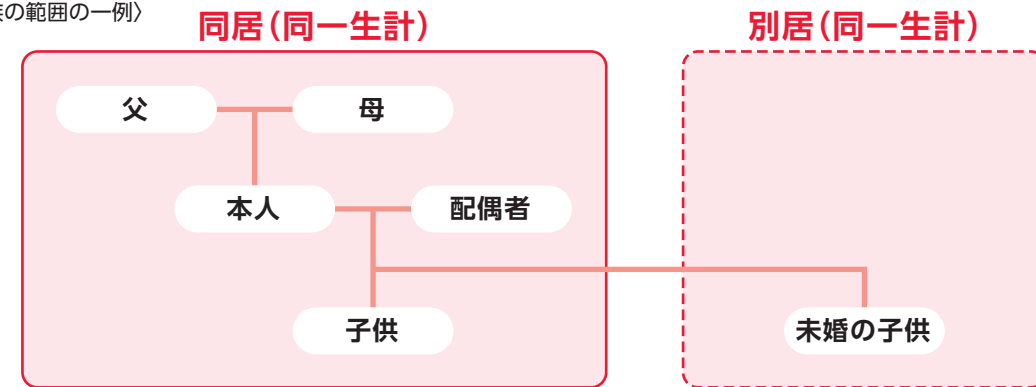
## ファミリープランのご契約タイプをお選びいただく際のご注意事項

ご家族お一人ずつご契約タイプをお選びいただけます。タイプ選択の際には以下についてご注意ください。

### ①ファミリープランで一緒にご加入いただけるご家族の範囲

- 本人の配偶者(新婚旅行後に婚姻の届出を予定している方を含みます)、生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子。

〈ご家族の範囲の一例〉

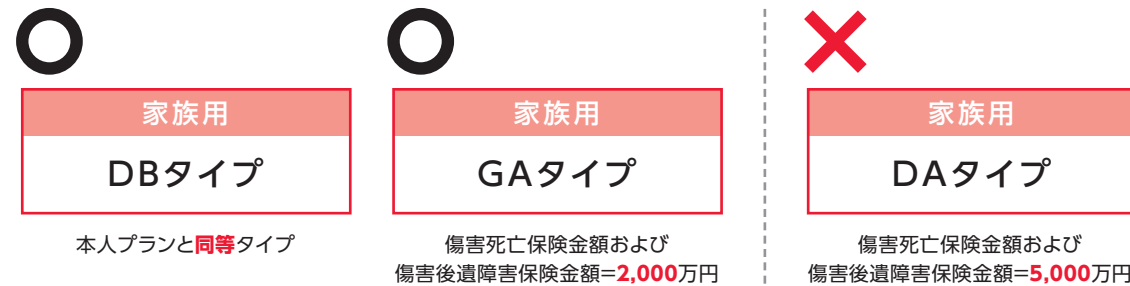


- 親族とは、本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
- ファミリープランでは「家族旅行特約」がセットされていることにより、上記「ご家族の範囲」の親族を被保険者として含め、「個人賠償責任」、「携行品損害」の補償をご家族で共有できます。

### ②お選びいただけるご契約タイプの組合せ

家族用タイプは本人用タイプの保険金額以下のタイプからお選びください。

例 本人用DBタイプをご契約の場合  
(傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額=3,000万円)



### ③ご契約いただけるタイプの限度額

保険契約者(保険を申し込む方)と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、保険契約締結に同意する署名が必要となります。契約者をご家族の代表のような場合でも、ご家族の方それぞれから同意署名が必要となります。同意署名が無い場合、または被保険者が満15才未満の場合は傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額が1,000万円までの契約タイプしかご契約いただけません。

## アシスタンス・サービス

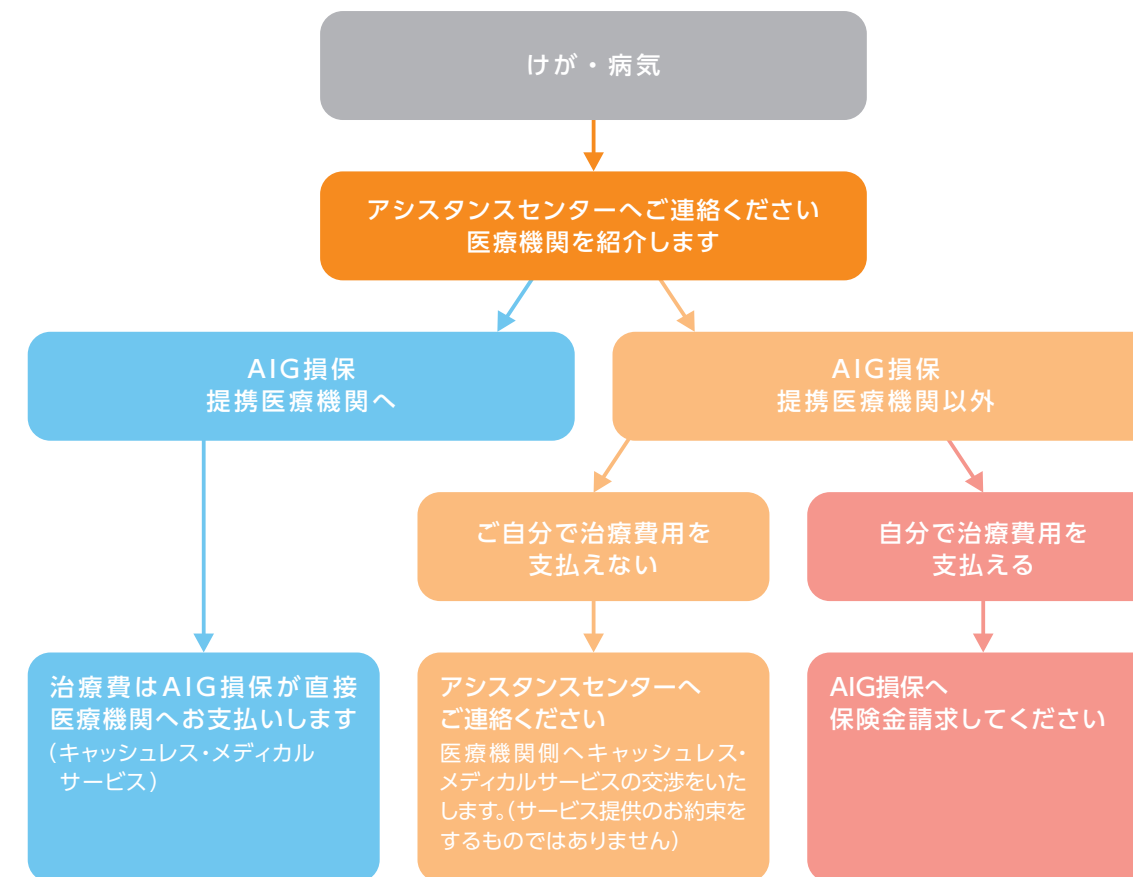
アシスタンスセンターでは、24時間・365日、日本語対応で、お客さまからのご相談に応じてサービスをご案内しています。

- 医療機関の紹介・手配をスピーディーに対応
- キャッシュレス・メディカルサービス
- パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内 など

### けがや病気による受診・保険金お支払いの流れ

ご加入後に「海外旅行保険 安心ガイド」等にてご確認ください。提供医療機関一覧以外にも、医療機関をご紹介できる場合もございます。

ケガや病気でお困り際には、まずは契約証や「海外旅行保険 安心ガイド」等に記載の **アシスタンスセンターへご連絡ください**。海外では日本と異なり、事前に予約が必要なケースもありますので、アシスタンスセンタースタッフがお客さまの状況にあわせて、いち早く診療を受けられる医療機関を手配いたします。(補償の対象とならない費用や保険金額を超えた部分の費用はサービスの対象外となります。また国、地域、医療機関などの事情によりサービスを受けられない場合があります。)



### ■ ご利用に際しての注意

- ※アシスタンスセンターでは、ご連絡いただいた内容をもとにお客さまの状況に適したサービスをご案内します。
- ※保険の対象とならない費用や保険金額を超えた費用は自己負担となります。
- ※国・地域・医療機関などの事情によりご希望のサービスをご利用いただけない場合があります。
- ※「緊急歯科治療費用」および「歯科治療費用」についてはキャッシュレス・メディカルサービスはご利用いただけません。
- ※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

## Webによる総合ヘルスケア相談サービス Doctors Me

「安心をもっと身近に」というコンセプトのもと、健康への様々な悩みをWebによるサービスでサポートします。

インターネットが利用可能な場所で、いつでもご相談いただけます。

### 海外滞在中のお悩みに…

こんな時にご利用ください



- 海外で処方された薬に不安がある。
- 小さな子供の体調が悪い、病院に行くほどでもないが相談したい。
- メンタルヘルスの相談を匿名で相談したい。
- 出張先で感染症が流行している、予防方法を知りたい。
- 打撲による膝の痛みについて
- 発熱後の咳と声が出ない症状について

### スマートフォンから日本語で相談できます。

困ったらすぐ! プロの専門家にご相談! 匿名で相談できます。6種の専門家(医師、カウンセラー、薬剤師、歯科医師、栄養士、獣医師)が相談に回答します。

- ※ ご質問には、原則24時間以内に回答します。
- ※ PCからもご利用いただけます。



### Doctors Meサービス利用方法

- ご利用可能期間  
海外旅行保険 加入期間中

- 利用方法  
海外旅行保険お申込み手続き完了後にお渡する「海外旅行保険 安心ガイド」でご案内しています海外旅行保険加入者向けDoctors Me利用案内ページへアクセスし、利用方法の詳細や注意事項を確認ください。

- ※本サービスは、AIG損害保険株式会社が株式会社アドメディカに委託してご提供します。
- ※Doctors Me(ドクターズミー)は株式会社アドメディカの登録商標です。
- ※サービスは、今後予告なく変更または中止することがあります。
- ※引受けをお断りしている国や地域(申込書の告知事項欄に記載されています。)ではご利用いただけません。
- ※海外で利用される際には、Wi-Fi環境でアクセスされることをお勧めします。

# 補償内容

## 基本となる補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	<p>旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(注) 同一のケガにより、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、その額をご契約の保険金額から控除してお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用している運転中に被ったケガ</li> <li>●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)</li> <li>●妊娠・出産・早産</li> <li>●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)</li> <li>●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ</li> <li>●戦争・革命・内乱</li> <li>●放射線照射・放射能汚染 など</li> </ul>
傷害後遺障害保険金	<p>旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご契約の保険金額の3%~100%をお支払いします。</p> <p>(注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、ご契約の保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為<sup>(※1)</sup>、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●自動車などの無資格運転<sup>(※1)</sup>、酒気帯び運転<sup>(※1)</sup>、麻薬などを使用している運転</li> <li>●妊娠・出産・早産<sup>(※2)</sup>による疾病および歯科疾病<sup>(※3)</sup>の治療</li> <li>●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>●カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療</li> <li>●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)</li> <li>●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ</li> <li>●戦争・革命・内乱</li> <li>●放射線照射・放射能汚染 など</li> </ul>
治療・救援費用保険金	<p>&lt;傷害治療費用部分&gt; 旅行行程中のケガにより、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p>&lt;疾病治療費用部分&gt; 次のいずれかに該当した場合に、治療開始日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1回の病気につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p>① 旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気<sup>(※1)</sup>により、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>② 旅行行程中に感染した感染症<sup>(※2)</sup>により旅行行程の終了日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>&lt;救援費用部分&gt; 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p>① 旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>② 旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡した場合</p> <p>③ 旅行行程中に発病した病気<sup>(※3)</sup>が原因で旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>④ 旅行行程中のケガまたは旅行行程中に発病した病気<sup>(※3)</sup>が原因で継続して3日以上入院した場合(ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります)</p> <p>⑤ 旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または捜索・救助活動が必要な場合</p> <p>⑥ 旅行行程中に誘拐された場合、または行方不明になった場合(300万円上限) など</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為<sup>(※1)</sup>、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●自動車などの無資格運転<sup>(※1)</sup>、酒気帯び運転<sup>(※1)</sup>、麻薬などを使用している運転</li> <li>●妊娠・出産・早産<sup>(※2)</sup>による疾病および歯科疾病<sup>(※3)</sup>の治療</li> <li>●カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療</li> <li>●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)</li> <li>●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ</li> <li>●戦争・革命・内乱</li> <li>●放射線照射・放射能汚染 など</li> </ul> <p>(次ページへ続く)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救援費用保険金	<p>(※1) その原因が旅行行程中に発生したものに限り、ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。</p> <p>(※2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)および指定感染症<sup>(※4)</sup>をいいます。</p> <p>(※3) 旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り、ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。</p> <p>(※4) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限り、(2022年4月1日以降、補償対象となります。)</p> <p><b>【お支払いする保険金】</b> 次の費用の額をお支払いします。 &lt;傷害・疾病治療費用部分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●診察費<sup>(※5)</sup>、緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料、入院・通院のための交通費および通訳雇入費</li> <li>●入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円限度、合算で20万円限度)</li> <li>●医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために実際に負担した交通費・宿泊費<sup>(※6)</sup></li> <li>●法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</li> </ul> <p>&lt;救援費用部分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●捜索救助費用</li> <li>●現地までの救援者の往復交通費(3名分まで)</li> <li>●救援者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度)</li> <li>●ファミリープランの場合、被保険者が前記&lt;救援費用部分&gt;の①から⑤までを理由に旅行行程を離脱した場合に付添者が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(14日分限度)</li> <li>●現地からの移送費用</li> <li>●遺体処理費用<sup>(※7)</sup>(100万円限度)</li> <li>●救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費などの諸雑費(合計で20万円限度。ファミリープランの場合は40万円限度)</li> </ul> <p>(※5) 保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。 (※6) 払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。 (※7) 花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。</p>	<p>(※1) その行為の日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用を除きます。</p> <p>(※2) 保険期間が31日までのご契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」が自動的にセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合には支払対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。</p> <p>(※3) 保険期間が31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、旅行行程中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。</p>
疾病死亡保険金	<p>次のいずれかに該当した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●旅行行程中に病気により死亡した場合</li> <li>●旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気<sup>(※1)</sup>により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合<sup>(※2)</sup></li> <li>●旅行行程中に感染した感染症<sup>(※3)</sup>により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合</li> </ul> <p>(※1) その原因が旅行行程中に発生したものに限り、(※2) 旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限り、(※3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)および指定感染症<sup>(※4)</sup>をいいます。 (※4) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限り、(2022年4月1日以降、補償対象となります。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●戦争・革命・内乱</li> <li>●放射線照射・放射能汚染</li> <li>●妊娠・出産・早産</li> <li>●歯科疾病 など</li> </ul>



## 主な特約の概要

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病に関する 応急治療・ 救援費用 補償特約 (保険期間 31日以内 の契約に 自動セット されます)	<p>旅行行程開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気<sup>(※1)</sup>が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化<sup>(※2)</sup>により次の事由に該当した場合に、実際に負担した費用<sup>(※3)</sup>をお支払いします。</p> <p>&lt;疾病治療費用部分&gt; ●医師の治療を受けた場合</p> <p>&lt;救援費用部分&gt; ●継続して3日以上入院した場合(ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります。)</p> <p>(※1)妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。</p> <p>(※2)症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p> <p>(※3)社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をいいます。</p> <p>【お支払いする保険金】 &lt;疾病治療費用部分&gt; 次の費用の額をお支払いします。 ●治療費 など</p> <p>&lt;救援費用部分&gt; ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が負担した次の費用の額をお支払いします。 ●現地までの救援者の往復交通費(3名分まで) ●救援者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度) など</p> <p>(注1)治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の病気につき支払限度額が300万円となります。</p> <p>(注2)医師の治療開始日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、自宅(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用は支払対象外となります。</p> <p>(注3)旅行行程中も負担することを予定していた次の費用は支払対象外となります。 ●透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用 ●インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用</p> <p>(注4)次の費用は支払対象外となります。 ●温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ●あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ●運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ●臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ●眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ●毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ●不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</p>	<p>●旅行行程終了後に治療を開始した場合</p> <p>●治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合</p> <p>●旅行行程開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合<sup>(※)</sup></p> <p>(※)診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。</p> <p>など</p>

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任 補償特約	<p>被保険者が、旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物<sup>(※)</sup>に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>(※)レンタル業者より直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)、居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物または戸室全体を賃借している場合を除きます。)を含みます。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)</p> <p>(注)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<p>●故意</p> <p>●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</p> <p>●自動車、船舶、航空機、銃器などの所有・使用・管理による損害賠償責任</p> <p>●心神喪失による損害賠償責任</p> <p>●同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>など</p>
携行品損害 補償特約	<p>被保険者が、旅行行程中に携行している身の回り品<sup>(※1)</sup>に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などは事故後に支出した費用で合計5万円)を限度として、時価額<sup>(※2)</sup>で算定した損害の額または修繕費をお支払いします。(時価額<sup>(※2)</sup>を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度)</p> <p>(※1)携行している身の回り品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などをいいます。</p> <p>(※2)保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物 など</p> <p>(注2)ご契約の保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。(ファミリープランの場合は30万円を60万円と読みかえます。)</p> <p>(注3)旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)をお支払いします。(1事故につき5万円限度)</p> <p>(注4)運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>●故意または重大な過失</p> <p>●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転</p> <p>●自然の消耗またはさび、変色、欠陥</p> <p>●電氣的事故、機械的的事故</p> <p>●置き忘れ・紛失</p> <p>●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷</p> <p>(注)レンタル業者から借り入れた旅行用品または生活用品に損害が生じ、レンタル業者から損害賠償を請求された場合は、「個人賠償責任補償特約」で保険金をお支払いすることができません。</p> <p>など</p>

(注)特約の詳細および記載のない特約については「保険の約款」をご参照ください。

## その他の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
緊急歯科治療費用	<p>旅行行程中に生じた歯科疾病症状<sup>(※1)</sup>の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療<sup>(※2)</sup>を開始した場合、被保険者が旅行行程中に実際に負担した費用をお支払いします。(10万円限度)</p> <p>(※1) 装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。 (※2) 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ●診察費、処置費および手術費 ●薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費および手術室費 ●保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急歯科治療を伴わない検査</li> <li>●義歯の提供を含む治療</li> <li>●審美歯科治療</li> <li>●義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷</li> <li>●ブラッシング</li> <li>●その他口腔衛生行為</li> </ul> <p>など</p>
旅行事故緊急費用	<p>旅行行程中の予期せぬ偶然な事故<sup>(※1)</sup>により被保険者が旅行行程中に実際に負担した費用<sup>(※2)</sup>をお支払いします。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。(保険期間を通じ、①～⑥は合計でご契約の保険金額限度、⑦はご契約の保険金額の2倍限度) ①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代<sup>(※3)</sup>(保険期間を通じ、ご契約の保険金額の10%限度) ④国際電話料など通信費 ⑤旅券印紙代、査証料、予防接種料などの渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料など ⑦身の回り品購入費<sup>(※4)</sup></p> <p>(※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行者(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。 (※2) 負担を余儀なくされた費用で、社会通念上妥当と認められる金額または同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をいいます。(払い戻しを受けた額、負担を予定していた金額などは除きます。) (※3) 食事代については、a.またはb.のいずれかに該当した場合に限りお支払いします。 a.搭乗予定の航空機について6時間以上の出発遅延、欠航・運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗していた航空機の着陸地変更により、6時間以内(着陸地変更の場合は、着陸時刻から6時間以内)に代替となる他の航空機を利用できない場合 b.航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合 (※4) 身の回り品購入費については、次の費用に限りお支払いします。 旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。)の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったために、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意もしくは重大な過失または法令違反</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用している運転中の事故</li> <li>●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>●妊娠・出産・早産</li> <li>●歯科疾病</li> <li>●運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>●戦争・革命・内乱</li> <li>●放射線照射・放射能汚染</li> </ul> <p>など</p>

## Memo